

# 後期高齢者医療制度



令和2年度の保険料額が決定しました。保険料額と7月期以降の期ごとの納付額は、7月中旬に被保険者（加入者）の皆さんにお届けする保険料額決定通知書で確認できます。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。

年間保険料 (最高限度額 64 万円)	=	均等割額	+	所得割額
		55,687 円		$(\text{総所得金額等} - 33 \text{ 万円 (基礎控除額)}) \times \text{所得割率 } 10.77\%$

## ● 保険料の軽減等

### ■ 均等割額の軽減

世帯の所得に応じて均等割額（年額 55,687 円）が軽減されます。

#### 【軽減になる人の基準】

同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額の合計額	軽減割合		軽減後の均等割額（年額）
	平成31年度	令和2年度	
33万円（基礎控除額）以下の人	8.5割	7.75割	12,529円
33万円（基礎控除額）以下で、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、ほかに所得がない人	8割	7割	16,706円
33万円（基礎控除額）+ 28.5万円×被保険者数以下の人	5割	5割	27,843円
33万円（基礎控除額）+ 52万円×被保険者数以下の人	2割	2割	44,549円

※後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は、制度加入後2年間に限り均等割額は5割軽減され、所得割額はかかりません。ただし、均等割の軽減割合（上表）の7.75割軽減、7割軽減に該当する人は、7.75割軽減、7割軽減が優先されます。

## ● 保険料が減免される場合があります

次のような場合に、保険料を減免する制度があります。詳しい条件などはお問い合わせください。

### ● 対象者

- ①災害などの特別な事情で保険料の納付が困難となった人
- ②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の人あるいは主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人

## ● 新しい被保険者証は「水色」です

8月に更新する被保険者証を、7月中旬から郵送します。8月1日からは「水色」の被保険者証をお使いください。

## ● 認定証も8月更新です

入院したときの食事代や負担額が自己負担額までで済む「限度額適用・標準負担額減額認定証」をすでに持っている人で、令和2年度も町県民税が非課税世帯の人には、新しい認定証を7月下旬に郵送します。

## ● 2種類の納付方法があります

後期高齢者医療保険料には2種類の納付方法があります。

### ● ①特別徴収と②普通徴収

- ①特別徴収とは、年金からの天引き、のことです。原則は特別徴収になりますが、加入後当分の間や年金の金額、保険料の額によっては普通徴収になります。
- ②普通徴収とは、納付書や口座振替にて納付する方法です。納付書が届いている場合は、納め忘れのないよう注意してください。コンビニエンスストアでもお支払いできます。納め忘れをしない方法として、口座振替による納付が便利です。一度、登録すると納め忘れもなくて安心です。口座振替の手続きは、対象の金融機関で行えます。対象の金融機関は福岡銀行、西日本シティ銀行、福岡ひびき信用金庫、直鞍農業協同組合、ゆうちょ銀行です。

● お問い合わせ 鞍手町役場保険健康課公費医療係 ☎ 0949-42-2111（内線 202・205）

## Support

国民健康保険  
制度の  
解説です

国保の

そこが知りたい



役場国保年金係 ☎42局2111番

こんなときには  
14日以内に  
必ず届け出を加入は世帯単位で、  
届出は14日以内に国保へは世帯単位で  
加入し、加入手続きは世  
帯主が行うことになっ  
ています。世帯主は自  
分の家族に異動があつ  
たときは、14日以内に  
届出をしなければなり  
ません。家族一人ひとりが  
みんな被保険者です国保では、加入は世  
帯単位ですが、家族一  
人ひとりが皆、被保険  
者です。保険証は被保  
険者ごとに交付されま  
す。同じ住居に住んで  
生計が一緒の人は同じ  
世帯となります。  
住み込みの店員やお手伝いさんなどでも、  
雇用主と同じ住居で生  
活をし、賃金の支払い  
がなく、生計を一にし  
ていると認められる場  
合は、雇用主と同じ世  
帯になります。また、  
賃金の支払いがあり、  
生計が別であると認め  
られる場合は、それぞ  
れ別の世帯となります。

届出が遅れると…

- 届出が遅れると、
- ① 保険税をさかのぼって  
払わなければならない
  - ② 医療費を全額自己負担  
しなければならない
  - ③ 後で医療費を返さな  
ければならない
- という場合があります  
のでご注意ください。

## ◆ 国保に加入するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
ほかの市区町村から転入してきた	印かん、ほかの市区町村の転出証明書
職場の健康保険をやめた	印かん、職場の健康保険をやめた証明書
生活保護を受けなくなった	印かん、保護廃止決定通知書
子どもが生まれた	印かん

## ◆ 国保から脱退するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
ほかの市区町村へ転出する	印かん、保険証
職場の健康保険に加入した	印かん、国保の保険証、職場の健康保険証
生活保護を受けるようになった	印かん、保険証、保護開始決定通知書
国保の加入者が死亡した	印かん、保険証、預金通帳、会葬御礼状等

## ◆ そのほかのとき

こんなとき	手続きに必要なもの
町内で住所が変わった	印かん、保険証
世帯が分かれた、一緒になった	印かん、保険証
就学のため住所を変えた	印かん、保険証、在学証明書
保険証をなくした、汚れて使えなくなった	印かん、使えなくなった保険証
世帯主や加入者の名前が変わった	印かん、保険証

※各種届出には、身分証明書の提示が必要です。

国民健康保険（国保）に加入している  
世帯の全員、またはその一部の次に次  
のような異動があった場合には、14日  
以内に役場保険健康課国保年金係へ届  
出をしてください。届出を忘れたり、  
遅れたりすると、保険証を使った医療  
が受けられないことがあります。